(様式第2号)

監 委 第 6 3 号 令和 2 年 1 0 月 1 9 日

 太
 田
 市
 長
 清
 水
 聖
 義
 様

 太田市議会議長
 久保田
 俊
 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎

行政監查結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、議会選出の白石さと子監査委員は、監査テーマである政務活動費の交付を受けており、地方 自治法第199条の2の規定により、除斥した。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 行政監査
- 3 監査テーマ 政務活動費について
- 4 監査テーマ選定の趣旨

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき、本市では、太田市 議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則を定め、市議会各会派・会に交付されてい る。

その運用が関係法令等を遵守し、使途の透明性が確保され、適正な運用が図られているかどうか について、監査を執行することとしたものである。

- 5 監査の対象 議会事務局 議会総務課
- 6 監査の着眼点
- (1) 所管部局関係
 - ・「各会派・会」への政務活動費の交付に係る事務について、条例及び施行規則等に基づき、 適正に行われているか。

・「各会派・会」の政務活動費の支出に関する審査及び指導は適正に行われているか。

(2) 各会派関係

- ・交付申請・出張届・収支報告書の提出について、条例及び施行規則等に基づき、適正に行われているか。
- ・政務活動費を充てた経費について、それが社会通念上妥当なものであり、かつ「政務活動費 の手引き」において定めた経費の範囲にのっとって、適正に支出されているか。
- ・会計帳簿類及び証拠書類について、その使途が適正であることを合理的かつ明確に説明できるように整備・保存されているか。

7 監査の実施内容

(1) 監査の方法

行政監査の実施にあたっては、令和元年度の政務活動費の執行状況について、議会事務局から提出された政務活動費に関する書類の調査及び照合を行うとともに、関係職員から説明を求め、審査を実施した。

(2) 監査の期間

令和2年9月7日から令和2年9月28日まで

8 監査の結果

監査テーマである政務活動費について、収支状況及び関係書類を調査したところ、おおむね適 正に事務処理されていることが認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部 見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

政務活動費は議会の自律性を尊重して運用されるものであり、会派・会及び議員の良識と責任 により判断し使用されるものである。今後においても、政務活動費の原資が公金であることを常 に意識し、市民に対し説明責任を果たせるよう適正な執行に努められたい。

9 意見

収支報告書の精査・確認にあたっては、条例、施行規則及び「政務活動費の手引き」にのっとっているか再度確認されるとともに、要領及び留意事項について更なる周知徹底を図ってください。また、会派・会においては、調査研究費、研修費として支出されている視察の報告書について、

視察目的も明確に記載されているところではありますが、視察先で得た見識を政務活動に効果的に反映できるよう努めてください。